

業務上失火罪における「業務」

—— サウナ風呂の開発・製作担当者の刑事責任 ——

横 瀬 浩 司

最高裁昭和五四年一月一九日第二小法廷決定（昭和五三年（あ）第九八九号業務上失火、業務上過失致死被告事件）刑集三三卷七号七二八頁

△事実の概要と経過▽

一審および二審が認定した罪となるべき事実によると、被告人Tは、木材の販売製材の人工乾燥、各種木工製作販売、および組立式サウナ風呂の製造販売等を営むM社の専務取締役として同社の業務全般を掌理していたもの、被告人Yは、同社の社員として右組立式サウナ風

呂の研究開発および製作等の業務に従事していたものである。被告人T、Yは、組立式サウナ風呂の製造販売を営み、かつ、販売品の据付け、顧客に対するアフターサービス等一切の責任を負担するH社の役員である相被告人M、S、Kらと、かねてより、共同して組立式サウナ風呂の研究開発および製作を行ってきたが、右両社が共同のうへ、従来製作販売してきたサウナ風呂の製品A型サウナ（床面積一坪）およびB型サウナ（床面積一・五坪）より小型で、床面積を〇・七坪とし、その本体をベニヤ板、ハイラック、ハードボード材で組み立て、その

内部に木製ベンチ、電熱炉等を設置する構造の組立式C型サウナ風呂を製作することとなった。そのC型サウナ風呂は、電熱炉により室内温度を摂氏約80度ないし100度とし、その湿度を約30パーセント以下として使用するものであり、電熱炉等の熱源を前記木製ベンチ下部に設置すると、長期間にわたる電熱炉の加熱により右木製ベンチが漸次炭化して無焰着火する危険が予想されたから、このようなサウナ風呂の製作販売にあたる者としては、電熱炉等の熱源を木製ベンチの下部など危険な箇所に設置することを避け、止むなくこれを同所に設置する場合は、あらかじめその構造の耐火性につき十分な試験研究を行い、その結果に基づき使用電熱炉等の熱量や電熱炉等と木製ベンチの間隔などにつきその安全性を確保するとともに、右木製部分などの所要部分を完全な耐火構造にするなどの措置を講じ、もって火災発生などの危険を未然に防止すべき業務上の注意義務があるのに、前掲両会社の被告人M、S、K、T、Yらにおいては不注意にもこれを怠り、漫然木製ベンチ下部に電熱炉

を設置することとし、さらに、その構造の耐火性につき適切な試験研究を行わず、その火災発生危険性につきほとんど考慮を払うことなく、ただわずかにその電熱炉の周辺にあたる木製ベンチの内側に厚さ五ミリメートルの石綿板をはりつけただけで、そのベンチの木わくの部分には石綿板もはりつけず木部を露出したままとし、電熱炉には従来製作していた一坪用のA型サウナ風呂と同じ四キロワットの熱容量を有する電熱炉を使用することとしながら、ベンチの高さを右A型サウナ風呂より約20センチメートル低い六三センチメートルとし、ために電熱炉とその上部の木製ベンチとの間隔がわずかに約七・五センチメートルと極めて狭いものとなるような構造で製作販売することを協議決定し、これに基づいて、M社において、被告人Tの指示により被告人Yがその製造責任者として右構造を有するC型サウナ風呂約一〇台を製作し、被告人F（Uサウナ会社の代表取締役）から注文を受けたH社において、被告人Sが同社従業員に指示して、右C型サウナ風呂中の一台のC型サウナ風呂を、

同社が別途に製作させた四キロワットの熱容量を有する電熱炉と組み合わせて、昭和四一年七月一三日、Uサウナ会社に設置させ、同所においてこれを使用した過失により、右Uサウナ会社内のC型サウナ風呂の木製ベンチを電熱炉の長期加熱により漸次炭化させたりえ、昭和四三年三月一三日午后零時四〇分すぎごろ、右木製ベンチを無焰着火するに至らしめて火を失し、よってKらの現在する前記Uサウナ社の店舗を焼燬し、その際店舗に顧客として居合わせた右K、U、Kら三名を、その頃同所で右火災に起因する一酸化炭素中毒により死亡させたものである。

起訴にかかる被告人らの過失の内容は、第一は、本件サウナ風呂の構造につき耐火性を検討・確保すべき業務上の注意義務を怠り、構造上欠陥のある製品を製作して右Uサウナ会社の浴場に設置し、使用させるにいたった右サウナ風呂設置前の過失であり、第二は、浴場に設置された製品の使用を中止させ、右構造上の欠陥を補修改善すべき業務上の注意義務を怠り、その使用を継続させ

た右サウナ風呂設置後の過失であり、被告人らの過失は、相被告人らの過失と競合しているとされた。

一審判決（東京地判昭和四九年六月二五日）は、以上の事実関係により、被告人T、Yの本件サウナ風呂の設置後の過失については、アフターサービス等の一切はH社に責任があることを理由に否定し、サウナ風呂設置前の過失については、刑法一一七条の二、一一六条一項、二一一条前段を適用して、業務上失火罪および業務上過失致死罪の成立を認めて、被告人T、Yをそれぞれ禁錮一年（執行猶予二年）、禁錮六月（執行猶予一年）に処した。

原判決（東京高判昭和五三年三月二八日）は、一審判決をほぼ全面的に支持し、被告人T、Yの本件サウナ風呂の開発・製造についての注意義務を認めたが、一審判決が認定した予見可能性について、事実誤認があったとして、控訴趣旨を認めて被棄自判し、「長期間にわたる電熱炉の加熱により右木製ベンチが漸次炭火して無焰着火する危険が予想されたから」とある部分を「長期間に

わたる電熱炉の加熱により右木製ベンチ部分に火災が発生しうる危険が予想されるから」と改めて、被告人T、Yをそれぞれ禁錮八月（執行猶予二年）、禁錮四月（執行猶予一年）とし、量刑を若干軽減した。

弁護人の上告趣旨の第一点は、原判決が、最高裁判所昭和三年七月二五日判決（刑集一二卷一二号二七四六頁）による刑法一一七条の二にいう「業務」の従事者にあたらないのに、被告人らに業務上失火罪を適用したのは、前記最高裁判所の判例に反する判断であるというものであり、第二点は、事実誤認についての主張である。

上告審は、上告趣旨第一点は、引用の判例は事案を異にし、本件に適切でないから判例違反にあたらないとし、上告趣旨第二点は、事実誤認の主張であって、刑法四〇五条の上告理由にあたらないとして、以下のよう
に判示して、全員一致の決定でこれを棄却した。

△決定要旨▽

「原判決の確定した事実によると、本件組立式サウナ

風呂は、長期間使用するときには、電熱炉の加熱により木製ベンチ部分に火災が発生する危険があるのであり、被告人らは、その開発及び製作の担当者として、その構造につき耐火性を検討・確保して火災を未然に防止する措置をとる業務上の注意義務があるというべきであるから、被告人らが原判決の認定する経過で火を失した場合
には、業務上失火罪に該当するものと解するのが相当である。」

△解説▽

一 問題の所在

本決定は、サウナ風呂の開発・製作の担当者に、業務上失火罪を初めて認めた事案である。ここで、業務上失火における「業務」を具体的に検討する前に、業務上過失における「業務」の意義を明らかにしなければならぬ。つまり、「業務」の加重根拠をどのように解したらよいのか、また、「業務上過失」と「重大な過失」との区別はどこにあり、両者の関係はどのようなもの

か、さらに加重根拠の解し方によって両者の関係はどのように異なってくるのかを考察しなければならない。なぜなら、このような考察の下に、初めて、業務上失火罪における「業務」の範囲を確定しようとするからである。次に、業務上失火罪における「業務」の内容を、判例は、どのように解しているのか、また、どのように分類されるのかを考察・検討する。そして、以上の問題点を明らかにした上で、本決定の意義を考察してゆきたい。

二 業務上過失における「業務」の意義

一 現行刑法は、一一七条ノ二(業務上失火罪)、一二九条二項(業務上過失往來危険罪) および二一一條(業務上過失致死傷罪)の三つの限られた場合のみを、業務上過失として加重処罰することを規定している。業務上過失の刑罰の加重根拠として、第一に、業務者一般を警戒するため、すなわち一般予防の目的からである¹⁾と説くもの、第二に、刑罰が非業務者の場合に比較して重い理由は、この種の罪にあっては被害法益が比較的

大かまたは多数な場合が多いためである²⁾、と説くもの、第三に、業務者は、一般人に比して危険な結果を予見する程度がより確実であり、その範囲もより広く、従って、結果発生に対して責任非難が大きいという点で刑罰が加重される³⁾、と説くもの、第四に、業務上の過失を定めた刑法規定は、業務者の違法性および責任の両面における注意義務違反に着目して、これを構成要件的に類型化したものである⁴⁾、と説くものがある。

従来、過失犯は、意識の集中・緊張を欠いた心理状態であり、故意と同様の責任の種類形式であると解されていた。しかし、近時、過失もまた、構成要件該当(充足)・違法・有責な行為であり、過失犯の構成要件行為とは、注意義務を怠った行為があることが明らかにされてきた。すなわち、過失犯の違法要素が自覚されたのである⁵⁾。このような過失概念の理解の下に、業務上過失の刑罰の加重根拠を考察すると、加重根拠を責任論のみに求める第三の見解は、正当とはいえない。それに対して、加重根拠を違法性に求める第二の見解が、正当なもの

示唆しているように思われる。⁽⁹⁾

二 業務上失火罪と業務上過失致死傷罪の両規定には、業務上過失と重大な過失とを併せて規定しているが、業務上過失と重大な過失との区別はどこにあるのか、また、両者の関係はどのようなものを考察する。重大な過失の意義については、従来、認識ある過失をいうとか、注意義務の重大な懈怠の場合であるなど、説かれてきたが、いまだ定説というべきものがない。⁽¹⁰⁾ 藤木博士は、「重大な過失もまた業務上の過失と同様に、行為の違法性、その社会的な重要性に着眼して通常の過失に比してとくに重く処罰すべきものと解す」べきだとされ、立法論として、業務上の過失と重大な過失を、重大な過失一本に統一することではよいのではないかとされる。また、井上(正)博士は、「客観的にみて容易に結果を避けたと認められるかどうか、いいかえれば、結果の客観的予見可能性の範囲が大であるときに、重大な過失といわれるものを認めておけば足りる。その一つのばあいとして、行為したいが定型的に危険なばあいが

考えられる。そして興味のあることは、業務過失として論じられる多くのばあいがこれにぞくするのである。その意味からも、それらを業務過失としてあいまいな類型でとらえるより、むしろ重大な過失とみる方がすっきりしよう。⁽¹¹⁾」とされ、業務過失なる類型を払拭すべきであるとされる。さらに、内田教授は、「業務上過失犯は、違法・責任が共に重大であることを予想した規定(構成要件)」であり、業務上過失は重過失の一種である。そして、業務上過失を重過失のほかに規定する理由は、重過失の定型を、さらに、火気危険業務上の過失と人身危険業務上の過失とに「個別化」するためのものである。⁽¹²⁾とされる。

以上のように、業務上過失と重大な過失とは、同一の基盤に立っており、業務上過失は重大な過失の一種であると見る見解には、傾聴すべきものがあるように思われる。なぜなら、従来、業務上過失の「業務」があまりにも拡大されてきたことは否めない事実であり、この「業務」の拡大を調整する機能が、この「重大な過失」にあ

るように思われるからである。¹⁴⁾

三 業務上過失の「業務」の内容については、業務上過失致死傷罪に関する判例によってその内容が明らかにされてきた。判例は、業務上過失致死傷の「業務」の意義について、(1) 社会生活上の地位に基づくこと、(2) 反覆継続して行う行為であること、(3) 他人の生命身体等に対し危害を加えるおそれのあるものであることの三個の要件を必要としている。¹⁵⁾しかし、判例は(1)の要件をあまりにも広く解し、実質的意義を失っており、むしろ(2)・(3)の要件が強調される傾向にある。¹⁶⁾

これに対して、業務上失火罪の業務については、(1)の要件すなわち職務上の地位と切り離して考えられない。なぜなら、火気の使用は、日常生活上、普通人が反覆継続してなすものであり(たとえば、主婦の台所での火気の使用や喫煙者の喫煙行為など)、これをも業務とすることは、業務上失火の範囲が不当に拡がるからである。¹⁷⁾¹⁸⁾むしろ、業務上失火罪の範囲が、不当に拡がることのないよう、すなわち、「軽過失」でありながら「業務上」

ということだけで、「業務上失罪」が認められることがないように、先に述べたごとく「重大な過失」によって調整してゆかなければならない。

三 判例の動向

業務上失火罪の「業務」の内容について、判例の動向には大きく分けて三つの流れがある。すなわち、(1) 職務火気を直接取扱うもの、(2) 職務上火気発生危険の高い物質または関係器具等を取扱うもの、(3) 職務内容自体は火気とは関係ないが、火災の発見・防止等を任務の内容とするものに分類される。¹⁹⁾

(1)の類型に属する判例として、公衆浴場経営者が、公衆浴場の煙突からの火の附着した石炭粉末あるいは煤等の飛散を防止する義務があったにもかかわらず、何らの措置もせず火災を発生させたという事案がある。²⁰⁾(2)の類型に属する判例として、高圧ガス販売およびガス器具の取付設置等の業務に従事する者が、顧客の店舗内にプロパンガス容器およびガスストーブの設置をした際、その設置方法に過失があったため火災を発生させたという事

案に業務上失火罪を認めた判例⁽²¹⁾がある。また、同種の最近の事案として、浴槽や風呂釜の販売および取付等の業務に従事していた者が、寮の石油風呂釜と浴槽との接続工事を施行した際、風呂釜の煙突の接続部分はずれ、熱気が外にもれる状態になっていることを知りながら、これをそのまま放置したため、情を知らない寮生が風呂をたき、かつ、消し忘れて約二〇分間も余分にたいため、熱気もれて火災が発生した、という事案⁽²²⁾に業務上失火罪が認められたものがある。さらに、この類型での限界事例的といつてよい判例がある。それは、ディーゼル・エンジン自動車の排気管は、運転中著しく高温となり、これに可燃物が接触すると火災発生の危険があるのに、運転者は、排気管と接触するおそれのある状態で運転席の床にゴム板を装置し、また、運転中ゴム板の燻焦する臭気を感じたのにもかかわらず、そのまま運転を継続したため、火災が発生したという事案に、業務上失火罪が成立するとされた判例⁽²³⁾⁽²⁴⁾である。この判例は、原判決が、「本件事故事両に装置したディーゼル・エン

ジンの動力発生原理を基として、被告人が火気取り扱い業務に従事する者にあたる旨判示したのは、措辞妥当を欠く」とし、「ディーゼル・エンジンの排気管は、運転中温度が著しく上昇し、これに可燃物を接触させると火災発生の危険があるのであり、被告人は、ディーゼル・エンジン自動車の運転者として、これを安全な状態に保持して運行すべき地位⁽²⁵⁾」にあるとした点に、注目すべきものがあるように思われる。

職務内容自体は火気とは関係ないが、火災の発見・防止等を任務の内容とする(3)の類型に属する判例として、「京都駅失火事件」(最判昭和三三年七月二十五日刑集一二巻一二号二七四六頁)がある。これは、京都駅の名店街の夜警が、容易に発見することのできた出火原因(他の女店員のアイロンのつけ放し)を発見せず、火災を発生せしめるに至ったという事案である。これに対して、最高裁は、「刑法第一一七条の二前段にいう『業務』は、当該火災の原因となつた火を直接取扱うことを業務の内容の全部または一部としているもののみに限らず、火災

等の発見防止等の任務にあたる夜警の如きをも包含するものと解するを相当とする。」として、夜警についての業務上失火罪の成立を認めた。この判例は、従来、業務上失火罪の「業務」の内容を、火気を直接に取扱うか、あるいは火気発生の危険性の高い物質・器具等を直接に取扱うものに限られていたものを拡げて、火気発生との関係が直接的でない、夜警に業務上失火罪の成立を認めたと点に大きな意義がある。²⁶²⁷

さて、本件サウナ風呂失火事件は、本件組立式サウナ風呂は、長期間使用するときは、電熱炉の加熱により木製ベンチ部分に火災が発生する危険があったのであるが、被告人T、Yは、これを開発・製作する担当者であり、その危険のある状態のまま取扱うものではなく、また、サウナ風呂設置後のアフターサービス等の義務の負担もなかったためであり、その意味において、被告人らの事務と火気の発生とが間接的であると²⁸いってよい。この点において、本件事案は、前記の(2)の類型の事案に属するといいがたく、やや距離があるものと思われ前記(3)

の類型との中間にあるということができようか。本決定は、業務上失火罪の「業務」の範囲を従来よりやや拡げたと²⁹いうことができる。

四 結語——本決定の意義——

以上の考察の下に、本決定の意義を検討する。本件において、被告人T、Yは、A型サウナおよびB型サウナより小型のC型サウナを開発・製作するにあたって、A型サウナと同じ熱容量を有する電熱炉を使用することとしながら、A型サウナよりベンチの高さを低くしたのである。そのために電熱炉とその上部の木製ベンチとの間隔がわずかに約七・五センチメートルと極めて狭いものとなった。それにもかかわらず、その構造の耐火性について十分な試験をし、火災発生を未然に防止する注意義務をはたさなかったことは、もはや、単純な過失とは言いがたく、重大な過失があったと言いが得るだろう。

では、この重大な過失行為が、業務上失火罪の「業務」に相当するであろうか。被告人T、Yは、相被告人M、Sらと共に(単なるサウナ風呂の木工キャビネット

の下請けとしてではなく、A型サウナ、B型サウナを共同開発・製作し、さらに、本件で問題となったC型サウナを製作したのである。この意味において、被告人らの行為は反覆継続して行われたものである。なお、相被告人M、S、Kらは、販売品の据付け、顧客に対するアフターサービスの責任を負っており、C型サウナ風呂設置後（A型サウナ風呂が、他の設置場所で火災によって焼失したことを知っており、また、他の場所に設置した

B型サウナが、消防員の立入検査の結果、該サウナ風呂の木製ベンチが炭化していることを指摘され、その修理を命ぜられたにもかかわらず、また、右両サウナ風呂よりC型サウナ風呂の方が、その構造上、火災発生の危険が大きかったにもかかわらず）、直ちにC型サウナ風呂の耐火構造を再検討し、その使用の中止を求めて必要な補修改善を行うなどの措置を講ずべき注意義務を怠ったことは、重大な過失があると言わなければならない。相被告人M、S、Kらの事務は、前記の類型(2)すなわち、火気発生の蓋然性が高い物質、器具、設置等を取扱う職

務に相当するものであり、社会生活上の地位に基づいていふことができる。この意味において、一審が相被告人M、S、Kらに業務上失火罪の成立を認めたことは正当である。

さて、問題となるのが、被告人T、Yである。彼らの行為は、サウナ風呂の開発・製作ということであり（C型サウナ風呂設置後の過失は、否定されている）、火気の発生とは間接的である。前記の類型(2)、(3)に属するとは言いがたく、これに、業務上失火罪の成立を認めた本決定は、業務上失火罪の「業務」を拡大したといつてよく、その意味において、本決定は、大きな意義をもつのである。

〔注〕

- (1) 瀧川幸辰「犯罪論序説」団藤重光他編『瀧川幸辰刑法著作集第二卷』（昭和五六年）一三四頁。
- (2) 宮本英脩『刑法大綱』（昭和十二年）二九二頁。
- (3) 瀧川幸辰「刑法各論」団藤重光他編『瀧川幸辰刑法著作集第二卷』（昭和五六年）二七七頁。

- (4) 大塚仁「過失犯における注意義務」日本刑法学会編『刑法講座第三卷』(昭和三八年)一五〇頁。
- (5) 拙稿「過失犯についての一考察」中京大学大学院生法學研究論集創刊号(昭和五六年)一一三頁以下参照。
- (6) なお、責任をも加重根拠とするか否かについては、責任論との体系的な問題があるため留保したい。業務上過失の加重根拠を詳細に検討したものと、井上正治『判例にあらわれた過失犯の理論』(昭和三五年)七九頁以下、藤木英雄『過失犯の理論』(昭和四四年)一一五頁以下などがあげられる。
- (7) 瀧川幸辰「刑法各論」団藤重光他編『瀧川幸辰刑法著作集第二卷』(昭和五六年)二七六頁。
- (8) 木村亀二『新刑法読本(全訂増補版)』(昭和三六年)二一七頁、江家義男『増補刑法各論』(昭和三八年)二二〇頁。
- (9) 団藤重光編『注釈刑法(3)』(藤木英雄分担)(昭和四〇年)一九四頁参照。
- (10) 重大な過失について、詳細に検討したものと、須々木圭一「重過失」日沖憲郎博士還暦祝賀『過失犯(2)具体的問題』(昭和四一年)四一一頁以下参照。
- (11) 藤木英雄『過失犯の理論』(昭和四四年)一四二頁。
- (12) 井上正治「業務過失における業務の意義」法政研究二五卷二四号(昭和三四年)三九〇頁。
- (13) 内田文昭「業務上過失致死傷罪における業務」別冊ジュリスト五七号・平野龍一編『刑法判例百選Ⅰ総論』(昭和三年)一五一頁。
- (14) 大塚教授は、「重過失致死傷罪を活用することによって、業務概念をもう少し整序しうるであろうし、今後の解釈論は、その方向を旨すべきであるとおもう」(大塚仁『注解刑法〔増補第二版〕』(昭和五二年)九三〇頁)とされる。藤木・前掲書一二九頁参照。なお、内田教授は、「『業務者の過失』によって、業務上過失犯の構成要件該当性を考えることはできる。しかし、違法性、有責性の面で、『重大な過失』を認定しえないときは、改めて単純過失の構成要件・違法・有責を考えてゆくべきである」とされる(内田文昭『刑法Ⅰ(総論)』(昭和五二年)一一八頁)。また、内田教授は、「軽過失」でありながら「業務上」の過失は、やはり「業務上過失」であるということがあってはならないとされる(内田・前掲論文一五一頁参照)。
- (15) 最判昭和三三年四月一八日刑集一二卷六号一〇九〇頁に明確に表現されている。
- (16) 学説には(1)の要件すなわち、社会的地位に基づくことを不要とするものがある。たとえば、団藤重光『刑法綱要各論〔増補〕』(昭和五四年)三四八頁注(四)、植松正『再訂刑法概論Ⅰ各論』(昭和五〇年)二七二頁、阿部純二「刑法二二一条の業務の意義」別冊ジュリスト四八号『交

通事故判例百選(第二版)』(昭和五〇年)一七三頁など。

(17) 団藤重光編『注釈刑法(3)』(藤木英雄分担) (昭和四〇年)一九三頁参照。

(18) 内田教授は、「わが現行法上の業務上過失致死傷罪における『業務』は、すくなくとも業務上失火罪における『業務』の線まで後退するべきではあるまいか。」(内田・前掲論文一五一頁)とされている。

(19) 鬼塚賢太郎「高圧ガス販売業者のガス器具設置方法における不備から生じた火災が業務上の失火にあたる」とされた事例」ジュリスト三八七号(昭和四二年)九一頁、稲田輝明「サウナ風呂の開発、製作の担当者とその構造につき耐火性を検討・確保しなかった場合と業務上失火罪の成否」法曹時報三二巻五号(昭和五五年)一四四頁、野村稔「サウナ風呂の開発・製作の担当者と業務上失火罪」ジュリスト七一八号(昭和五五年)一九九頁参照。なお、学説は、この分類の上に、劇場・ホテルの支配人などのように公衆のために出火を防止する業務を負担する者を含ませるものがある(たとえば、団藤重光『刑法綱要各論(増補)』(昭和四四年)一七八頁、大塚仁『注解刑法(増補第二版)』(昭和五三年)五六九頁など)。

(20) 最判昭和三四年一月二五日刑集一三巻一三三三三三三三頁。

(21) 最決昭和四二年一月二日刑集二一巻八号一〇八三

頁。なお、この判例の評釈として、鬼塚賢太郎「高圧ガス販売業者のガス器具設置方法における不備から生じた火災が業務上の失火にあたる」とされた事例」ジュリスト三八七号(昭和四二年)九一頁、内田文昭「業務上失火罪が成立する一事例」警察研究四〇巻六号(昭和四四年)一三一頁以下がある。

(22) 福岡高判昭和五二年九月二〇日判例時報八七九号一五二頁。

(23) 最決昭和四六年二月二〇日刑集二五巻九号一〇八六頁。

(24) この判例に対して、松本教授は、「ディーゼル・エンジンの構造原理からその運転者を『火気取扱い者』と認定した第一、二審の判断は、いかにも苦しまぎれの観がある。」とされ、運転中ゴム板の燻焦する臭気を感じながら、そのまま運転を継続した点について、「被告人に『重大な過失』を認めることも容易ではなかったかと思う。」とされている(松本一郎「ディーゼル・エンジン自動車の運転者の失火と業務上失火罪の成否」警察研究四四巻六号(昭和四八年)一二八頁)。なお、この判例のその他の評釈として、木村榮作「自動車運転者の失火と業務上失火罪」警察学論集二五巻五号(昭和四七年)一一〇頁以下がある。

(25) 最判刑集二五巻九号一〇八七頁。

(26) 野村・前掲論文一九九頁。

(27) 秋山教授は、「それ自体として出火の危険ある業務と、防火の注意をなすこと自体を内容とする業務とは、業務自体の性質が異なるのである。従って、防火の注意と云っても、防火のために具体的に払うべき注意の性質内容が異なるのである。従って、夜警のための業務者はそれ自体出火の危険を伴う事務に従事する業務者ではないのである。」(秋山哲治「夜警の業務が刑法第一一七条ノ二の業務に該当するか」同志社法学五二号〔昭和三二年〕三四・三五頁)とされ、この判例に批判的である。なお、この判例の評釈として、田原義衛「京都駅失火事件の上告審判決——夜警の刑事責任——」ジュリスト一六三号(昭和三三年)二八頁以下がある。

(28) 稲田・前掲論文一四五頁、野村・前掲論文二〇〇頁参照。

(29) 稲田・前掲論文一四五頁、野村・前掲論文二〇〇頁参照。

〔追記〕原判決(東京高判昭和五三年三月二八日)が、一審判決の「長期間にわたる電熱炉の加熱により右木製ベンチが漸次炭化して無焰着火する危険が予想されたから」とある部分を「長期間にわたる電熱炉の加熱により右木製ベンチ部分に火災が発生しうる

危険が予想されるから」と改めた予見可能性の程度についての詳細な検討は、別稿に譲りたいと思う。

